

第12回二宮町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年2月27日(火) 午前9時30分から
- 2 開催場所 二宮町役場第1会議室
- 3 出席委員

1番	小林	徳博	7番	野谷	茂
2番	井上	宗士	8番	倉持	純子
3番	中村	隆一	9番	秋山	啓治
4番	原	淳利	10番	橘川	直泰
5番	西山	聖二	11番	原	恵子
6番	露木	聖一	12番	野谷	和雄
- 4 欠席委員
- 5 事務局職員出席者

事務局長	小島	孝紀
副主幹	石原	慎也
主事	羽鳥	政光
- 6 議事録署名人

7番	野谷	茂	8番	倉持	純子
----	----	---	----	----	----
- 7 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 8 議 事

議案第25号	農地法第3条の規定による許可申請について
--------	----------------------

会議の状況

【議長】

2月20日に農林水産まつりの褒章授与式がありました。まつりは、昨年11月19日に盛大に行われ、皆様にもいろいろとご協力いただきありがとうございました。来年度も開催されると思うので、是非ご協力をいただければと思います。

それでは、第12回の総会を開催します。

日程第2、議事録署名人の指名についてでございますが、第12回総会の議事録署名委員は、7番 野谷茂委員、8番 倉持純子委員にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。

平成30年1月15日に さん、 さん、 さんより、相続による農地の所有権取得の届け出がございました。権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はいずれもありません。なお、この届出の受理通知書を2月23日付で発行しております。

以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。それでは報告事項であることから、委員の皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、報告事項(2)農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項2朗読 —

それでは説明いたします。

初めにナンバー1です。関係資料位置図の1ページをご覧ください。場所は、二宮みどり幼稚園の西側にある市街化区域の土地です。土地の所有者は、山西の さん、小田原市の さんで、共同住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きです。

次にナンバー２です。こちらも関係資料位置図の１ページをご覧ください。場所は、ナンバー１の隣接地となっております。土地の所有者は、山西の さんで、共同住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きでございます。

次にナンバー３です。関係資料位置図の２ページをご覧ください。場所は、二宮町消防本部の東側にある市街化区域の土地です。土地の所有者は、二宮の さんで、店舗敷地としての転用目的での農地転用手続きです。

以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第４の議事に入ります。議案第２５号 農地法第３条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第２５号朗読 —

【議長】

続いて、現地確認報告をお願いいたします。原淳利委員、お願いします。

【委員】

２月１９日に農業委員１２名及び事務局で、現地を確認いたしました。

申請地は、二宮字峰山入にある、農業振興地域の農用地区域の農地１筆で、畑として利用されておりました。譲受人である さんは、町内において８筆、約７８アールの農地を所有していますが、所有している農地全ては耕作されていない状況でした。

また、譲受人の所有農地周辺では耕作されている農地もありました。本案件については、慎重な審査が必要だと考えます。

【議長】

お疲れ様でございました。

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

お手元の、議案第２５号関係資料をご覧ください。

１ページの許可申請書です。申請者は、譲渡人が二宮の さん。譲受人が二宮の さんで、売買による所有権移転です。申請地は、二宮字峰山入 1677 一筆で、面積は 1742 m²でございます。所有権移転の理由は、耕作が困難になってきたため売却

するという事です。

3ページの農地の利用状況です。譲受人の さんの所有地は非耕作地ということで、9ページに状況理由が記載されてございます。

状況理由につきまして、読ませていただきます。

状況理由。上記の所有地(非耕作地)一覧の畑と、今回売買を希望する畑の間には、過去に旧公図上で幅6尺道路と記載された農道が存在していました。しかし、一般道からこの農道への進入部分が、二宮町のごみ積替施設用地埋め立ての際に一緒に埋め立てられ、農機具等を搬入することが困難な状況となってしまいました。このため、本件申請者と二宮町の間で農道の復旧を含めた係争中であります。現在の状況としましては、進入路である当該農道が利用できないため、非耕作の状況となっております。しかし、代々受け継いできた農地のことですから、この農道が復旧されれば今回売買を希望する畑も含めて、本件申請者とその弟及び弟の子供等で協力し、耕作を再開しようと考えています。なお、本件申請者と本件の畑を現在所有している 氏は、かなり以前に分家した本家と分家の関係にあります。さらに高齢で単身者であり、後継者も無い 氏としては、耕作を再開する意思はなく、本家である本件申請者が耕作を再開する可能性があるなら、畑は本家に任せた方が良く考え、今回の売買を互いに承諾しました。以上、事情ご斟酌のうえご配慮くださいますよう、よろしく願い申し上げますと添付されています。

4ページにお戻りください。作付予定の作物ですが、梅と栗を栽培する予定ということです。

また、農機具について現在は所有をしていますが、トラクター及び耕うん機を導入する予定ということです。

5ページの農作業に従事するものですが、 さんと弟の さんです。年間の作業従事日数について、現在お二人とも農作業に従事していないので0日、今後はそれぞれ100日と50日従事するという事です。

6ページには農作業の従事状況の見込み、7ページは周辺地域との関係、8ページは地域との役割分担の状況が記載されています。

10ページには申請地の案内図、11ページは公図の写し、12ページは営農計画書が添付されております。

なお、農地法第3条では、農地の所有権移転をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないことや、同条第2号では、取得後において所有する農地を含め、全てを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合や取得後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない場合、取得後の所有農地面積が下限面積に達しない場合などの時には、許可することができないと規定されております。

以上、ご審議をよろしく願いいたします。

【議長】

それでは、質問・意見等がある方はお願いします。

【委員】

農地法では取得後において、耕作に供すべく全てを効率的に耕作することが認められない場合許可できないとありますが、取得後において、耕作に供すべき農地とはどういうことか。

また、全てを効率的に耕作することが認められないというのは、どういうことか。

【事務局】

農林水産事務次官から出されている農地法関係事務に係わる処理基準では、耕作に供すべき農地というのが、既に所有権等の権利を有している農地を含めるということなので、譲受人の所有する8筆と申請地が対象となります。

また、効率的に利用して耕作を行うと認められるかにつきましては、同じくその処理基準では、近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地等の生産性と比較して判断するということですので、そちらを勘案してご判断いただければと思います。

【委員】

現状耕作がされていない状態です。新たに農地を取得して、今後耕作することを認めるかということについて、耕作ができるということを認める判断にはならないと思いますが、そういう解釈でよろしいですか。

【事務局】

現在所有している8筆は耕作をされていません。現在耕作されていない方が、今後取得後に耕作に供すべき土地を効率的に耕作することが見込まれるかどうかのご判断をいただきたいと考えてございます。

【委員】

現在耕作されていないので、今後も耕作できないと思います。

【議長】

他にご意見がある方はいますか。

【委員】

私も同意見です。

【議長】

他にご意見ございますか。

【委員】

農機具について、今後耕作していくのであれば、草刈り機等や背負い機具等も必要になると思うが、書いていない。

【議長】

他にご意見ございますか。

【委員】

所有されている土地の状況確認ですが、二宮の 1658-1 の土地に関して、何故耕作していないのか疑問なのですが、事務局の方で分かりますか。

【事務局】

譲受人が所有している農地は、1672 や 1675 の周辺を主に所有していますので、主の農地が耕作できる状況になれば二宮 1658-1 の農地に関しても併せて耕作をするということで代理人から伺っております。

【委員】

二宮 1658-1 に関しては、現在耕作をしていない理由が分からない。隣の農地に関しては、皆さん耕作されている状況だが、この土地は耕作されていない。したがって、今後新たに申請されている土地を耕作するとは考え難いと思います。

【議長】

他にご意見ございますか。

【委員】

1658-1 の農地周辺が耕作されている中で、その農地に手を付けられていないこと自体が問題ではないかと考えます。1658-1 の畑を見る限りでは、相当の年数に渡り耕作されていないと見受けられました。1658-1 の中でもやれることはあるわけですから、新たな農地取得を認めるわけにはいかないと思います。

【議長】

他にご意見ございますか。

【委員】

農地法の第2条の2に農地についての権利を有するものの責務が規定されています。農地法の第3条第2項の1号では、農地の権利移動の制限が規定されています。したがって、新しく農地を所有しようとする者は、現在持っている農地の全てを耕作していなければならないと思います。譲受人の所有農地は、耕作されていないのでこの売買は認められないのではないかと思います。

【議長】

他にご意見ございますか。

【委員】

私も皆さんと同じような意見です。譲受人の所有している農地は全て耕作されていない。周辺の農地は、耕作可能な状況で耕作されているというにも関わらず、譲受人が耕作されていないというのは、不思議に思います。

また、営農計画は、農機具の確保の十分さや労働力が十分確保されているか等、具体的性に欠けていると思います。技術的な面や技量等を勘案するとその計画がちょっと甘いのではないかと思います。本当にこれで新しく取得された部分と、今まで所有されている部分を全て効率的に耕作できるか疑問に思います。

今後の営農計画等を総合的に勘案しても今回の売買を許可することは、難しいのではないかと思います。

【議長】

他にご意見ありますか。無いようでございますので、これよりお諮りをします。

議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

—挙手（なし）—

【議長】

賛成者なしでございます。よって、本案は不許可といたします。

本日の審議につきましては、全て終了致しました。総会をこれで閉会と致します。

午前10時10分閉会